

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (43)

小早川義則

Murphy v. Waterfront Commission of New York Harbor, 378 U.S. 52 (June 15, 1964)

——連邦制度において1つの法域は免責規定がなければ他の法域の下で罪に問われうる供述を証人に強制することはできない

Goldberg裁判官が法廷意見を言い渡した。

われわれは本日、第5修正の自己負罪拒否特権は第14修正を介して州にそのまま (fully) 適用されなければならないと判示した。マロイ判決 (Malloy v. Hogan, 378 U.S. 1)。本件は関連問題を提起する、すなわち、わが連邦組織の内部にある1つの法域 (jurisdiction) は、その法の下で訴追を免除した証人に対し他の法域での犯罪で有罪とするために使用できる証言を強制できるかである。(at 53.)

【事実】

マーフィ (X) らは、ニュージャージー州Hoboken埠頭での労働者のストライキに関しニューヨーク州湾岸委員会によって行われた審問手続きで証言するために喚問された。答弁をすれば罪に問われかねないとの理由でストライキに関する若干の質問に応ずることを拒絶したためXらはニューヨーク州およびニュージャージー州の法の下で免責 (immunity) を認められた。このような免責付与にもかかわらずXらは連邦法——それには免責付与は及ばない——の下で罪に問われかねない (might tend to incriminate them) との理由で質問に応ずることをなおも拒絶した。そこでXらは民事上および刑事上の裁判所侮辱罪 (contempt of court) に問われた。ニュージャージー州最高裁は手続きの理由で刑事上の法廷侮辱を破棄したが、民事上の法廷侮辱については当裁判所の先例に依拠しこれを維持した。連邦の訴追で不利に使用できる証言をすることを証人に強制しても憲法に反しないと判示したのである (2)。(at 53-54.)

n.2 ニューヨーク港の湾岸委員会は、議会によって認可された州間契約 (interstate compact) の下で設立された2州にまたがる機関 (bistate body) である。

免責の付与はそれが自己負罪拒否特権の範囲と一致する (coextensive) 場合にのみ有効である、カウンセルマン判決 (Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547)。われわれは今、免責規定がなければ、連邦組織の中にある1つの法域は他の法域の下で罪に問われかねない証言を証人に強制できるかという基本的な憲法問題を決定しなければならない。その答えは、もちろん、そのような特権の適用はそのポリシーおよび趣旨を推進するかそれとも破壊するかに依拠することになる。(at 54.)

【判示】

I. 特権のポリシー

自己負罪拒否特権は、“われわれの自由の発

展における重要な進展を示し、それは自らを文明化しようとする人類の闘いにおける偉大な画期的事件の1つである。ウルマン判決 (Ullman v. United States, 350 U.S. 422, 426)。それはわれわれの基本的価値と極めて高貴な大望の多くを現している、すなわち、犯罪の被疑者に自己告発か偽証かそれとも法廷侮辱かの残酷な三すくみ (cruel trilemma) に陥らせることをわれわれが好まない (our unwillingness) こと、刑事司法の糺問制度より弾劾制度の方をわれわれが好むこと、非人道的取扱いと濫用によって自己負罪供述が引き出されることをわれわれが懸念すること、“州と個人の公正なバランス”を命ずるわれわれのフェアプレイ感覚……8 Wigmore, Evidence (McNaughton rev., 1961) 317, 人間の個性および各個人の権利の不可侵性に対する尊敬……自己非難供述 (self-deprecatory statement) に関するわれわれの不信、そして特権は時には“真の有罪者の隠れ場”ではあるがそれはしばしば“無害にとっての保護物”であるとのわれわれの考えを現しているのである。(at 55.)

これらのポリシーや趣旨 (purposes) の大半は、たとえ憲法上の自己負罪拒否特権がそれぞれに適用されるとしても、証人が州および連邦法の両者の下で自己の罪を認めるように追い込まれる (can be whipsawed) とし損なわれる (defeated)。このことは、連邦政府と州政府が多くの犯罪活動に対する共同戦線 (united front) を組む協同的連邦主義 (cooperative federalism) の時代においてとりわけ真実である。しかし、被上告人は、憲法上の自己負罪拒否特権は1つの法域における証人を他の法域において有罪とするために使用できる証言の強制を禁止していないという確立したルール (established rule) に従うべきであると主張する。この“ルール”は3判決の局面 (facets) を持つ。すなわち①マードック判決 (United States v. Murdock, 284 U.S. 141) は、連邦政府は州法の下で負罪的となりうる (might incriminate him) 証言を証人に強制できると判示した。②クナップ判決 (Knapp v. Schweitzer, 357 U.S. 371) は、州政府は連邦法の下で負罪的となりうる証言を証人に強制できると判示した。そして③フ

ェルドマン判決 (Feldman v. United States, 322 U.S. 487) は、州によってこのように強制された証言は連邦裁判所において証拠として提出できると判示した。

本日のマロイ判決 (前出) はこのルールの再検討を必要とする。当裁判所の先例およびイギリスの先例を再吟味すれば、マードック判決は相当な権威ではなくその後の判例によって弱体化しており、さらにフェルドマン判決とナップ判決の下にある法的前提は退けられてきたことは明らかである。(at 57.)

Ⅱ. 初期のイギリスとアメリカの事案

A 憲法の採用以前のイギリスの事案

財務裁判所 (the Court of Exchequer) は1749年に東インド会社判決 (East India Co. v. Campbell, 27 Eng. Rep. 1010) を言い渡した。同事件の被告人は、インドの裁判所で処罰されるおそれがあることを理由にイギリスの裁判所の手続きにおいてある情報を開示 (discover) することを拒否した。裁判所は全員一致の判決で、自己負罪拒否特権は他の法域の裁判所では有罪とするために使用できる証言を強制されないことをイギリスの裁判所において被告人に保障していると判示した。

その翌年、この判断 (rule) は同一の地理的区域内にある別個の裁判所と法にかかわる事案で適用された。Brownsword v. Edwards, 28 Eng. Rep. 157での被告人は、彼女が結婚していることを認めればコモン・ローの下では合法であるけれども“教会裁判所 (ecclesiastical court) において訴追を免れない“行為を自白したことになる”という理由で、ある個人と“合法的に結婚しているかを明らかにすること”を拒否した。大法官は次のような述べた。すなわち、

“本件は、自己の結婚を明かす危険から被告人を保護する (必要のある) 極めて明らか事案である。そして私は、裁判所がこのような申立てを却下 (over-rule) すればチャールズ I 世の時代に英国議会が廃止した職権による宣誓 (the oath ex officio) を復活する (setting up) ことになろうことを

危惧する。国 (land) の教会法によって処罰されるかどうかにかかわりなく、何人も自らを処罰することになる答弁を強制されないというのが一般的なルールである。

B The Saline Bank Case

当裁判所が1828年にサリー銀行判決 (United States v. Saline Bank of Virginia) を言い渡したのはこのようなイギリスの判例法の背景下においてであった。銀行預金の取戻し (recover) を求めて政府は、同銀行および若干の株主に対する訴訟を地方裁判所に起こした。被告人らは、自らを非難することとなりヴァージニア州法によって刑罰その他の重い罰金刑を科せられるという理由でその開示 (discover) に抵抗した。全員一致の判決がMarshall首席裁判官によって言い渡された。

“本件訴訟のあらゆる段階でこの訴訟の裏付けとして開示が求められた事実は当事者を危険にさらすことは明らかである。当事者は自己を刑罰にさらすことになるものを開示する義務はない、そして本件はそれに該当する” というのである。

この判例は、自己負罪拒否特権は連邦裁判所における証人は州の裁判所において彼に不利益に用いられうる証言をすることを強制されないことを正面から判示している。

C イギリスのルールのその後の展開

1851年にイギリスの財務裁判所はシシリー王判決 (King of the Two Sicilies v. Wilcox, 61 Eng. Rep. 116) を言い渡した。この判決は、証人は“他の国の法に違反する犯罪を開示すること”から保護されないという確立した“イギリスのルール”を示しているとして当裁判所が①マードック判決 (前出) において誤って引用 (erroneously cited) した事件である。同事件において被告人らはシチリー (Sicily) の法の下で訴追されるおそれがあるという理由で情報の開示に抵抗した。彼らの主張を退けた際に大法官補 (Vice Chancellor) は次のように述べた、すなわち、

“被告人らによって依拠されたルールはわれわれ自身の自由都市 (municipal) の法に

基づいて存在するルールにすぎない、それは専ら同法に基づいて刑罰を科せられる事柄 (matter penal) に関してのみ関連すると考えなければならない、そのような事柄に関しては、たとえ開示されたとしても、裁判官は、法の事柄として、それには刑罰を伴うことができるか否かを述べることができる。”

間もなくシシリー王判決の関連部分はマックリー判決 (United States of America v. McRae) で大法官庁控訴裁判所 (the Court of Chancery Appeal) によって明確に変更された。合衆国はマックリー判決において市民 (南北) 戦争中に南部連合州 (Confederate States) の代理人として被告人によって受理されたとする会計報告書およびその支払いを求めてイギリスの裁判所に提訴した。被告人は合衆国の法の下で刑罰を科せられるという理由で質問に答えることを拒否した。これに対し合衆国はシシリー王判決 (前出) に依拠して、答弁を免除されるのはこの国 (イギリス) において刑罰手続きの危険に自己をさらす場合に限られるのであって外国 (アメリカ) の法の違反として刑罰や没収の責任が科せられる事案に適用されないと主張した。大法官は特権の主張を支持しシシリー王判決 (前出) をその事実に限定した。すなわち、被告人が依拠したルールはわれわれ自身の自由都市の法に基づいて存在するルールにすぎない、要するに、シシリー王判決ではなく、この判決が外国法の下での自己負罪拒否特権に関する確立した“イギリスのルール”を示しているのである。(at 63.)

Ⅲ. 最近の合衆国最高裁判例

当裁判所は1896年のブラウン判決 (Brown v. Walker, 161 U.S. 591) において初めて連邦の免責法の合憲性を確認した。同事件において上告人はとりわけ次のように主張した、すなわち

“証人は連邦政府によって免責 (immunity) を付与されているけれども、州裁判所においてそのような訴追免除を付与されていない”と主張しているのである。Id., at 606.

当裁判所は、しかし、適用される制定法は州または連邦の裁判所のいずれにおいても訴追を禁止していると解釈した。

その後間もなく当裁判所は、連邦法の下で罪を問われかねないという理由で質問に答えることを拒否した原告を州裁判所が法廷侮辱罪に当たるとした事件に関するジャック判決 (Jack v. Kansas, 199 U.S. 372) を言い渡した。当裁判所は原告の主張を退けた際に、第5修正は“本件のような手続きに適用されない、”それ故、“本件での唯一の問題は、質問に答えることを拒否する権利があるという彼の主張を否定すること憲法の第14修正の否定をすることか”と述べた。次いで、判例を引用することなしに、当裁判所は“法律による免責 (legal immunity) は同一の法域内での訴追に関するものであり、そのことが十分に付与されているときわれわれはそれで足りると考える”という短い傍論 (cryptic dictum) を付加した。

この傍論は第14修正のデュー・プロセス条項の下で“法律による免責”にのみかわりがあったということは、5週間後のボールマン判決 (Ballman V. Fagin, 200 U.S. 186) において第5修正の自己負罪条項の下で判断された事案にそれは全く適用されないとされたという事実から明らかである。なお、この時点では、自己負罪拒否特権は未だ第14修正を介して州に適用されると判示されていなかった。ボールマンは、連邦の大陪審面前での質問に答えることを拒否したため連邦裁判所の侮辱罪で拘束されていた。彼は、答弁すれば大陪審が審議する州の刑事法で処罰されかねないと主張した。ジャック判決 (前出) の執筆者を含めた当裁判所の法廷意見を書いたハウムズ裁判官は明確に、サリーン銀行判決 (前出) によれば、州法の刑罰にさらされるであろうことを開示するのを免除 (exonerated) されると判示した。

当裁判所はボールマン判決の数か月後にヘイル判決 (Hale v. Henkel, 201 U.S. 43) を言い渡した。上告人は若干の質問に答えかつ若干の書類を提出することを拒否したため連邦裁判所の法廷侮辱罪に問われた。彼の答弁拒否は、連邦

の免責法は州の訴追から彼を保護していないという理由に一部基づいていた。政府は、ブラウン判決を根拠に、制定法は州の訴追から彼を保護していると主張した。有効な連邦の免責制定法は州の訴追から保護するものでなければならぬことは確立しているというのである。上告人は同様に、連邦裁判所において要求される負罪的証言の条件として州の有罪判決の免責を憲法は要求することを前提としていた。それ故、決定的な憲法問題すなわち第5修正は連邦の証人に州法の下で彼自身を罪に問うことから保護しているかはヘイル判決で主張されず議論もされなかった。ブラウン判決に従って最高裁は関連問題を判断できたからである。そうであるにもかかわらず、当裁判所は次のように述べた、すなわち

“この問題はイギリスで十分に検討された、そして同国の裁判所によって到達された結論は考慮されるべき唯一の危険は同一の法域内でかつ同一の主権 (sovereignty) の下で生じた危険であるとされた。

サリーン銀行判決もこのことと矛盾していない。……本件訴追は刑罰を科す州法に基づいたものであり、連邦裁判所は州法を執行したにすぎない、他の法域の下での訴追に関して問題は生じなかったと指摘するだけで十分である。”

この傍論にはその後①マードック判決で依拠されたような十分な基礎付けがなかった (was not well founded) ののである。

確立したイギリスのルールは当裁判所によって述べられたルールとまさに逆 (exactly the opposite) であった。最近のイギリス法の最も権威ある宣言は1867年にマックリー判決 (前出) で明らかにされた、同判決で大法官裁判所は、外国で現実の訴追の危険がある場合“われわれ自身の自由都市法違反で没収の刑にさらされる質問に答えることから証人が保護される場合と原理的に異ならないと判示した。ヘイル判決で当裁判所によって引用されたシシリー王判決の傍論はマックリー判決で退けられていたのである。

それ故、ヘイル判決で当裁判所によって引用された判例 (authorities) は第5修正の下で考慮すべき唯一の危険は同一の法域内でかつ同一の主権の下で生じる危険であるという結論の裏付けを提供していなかったのである。(at 67-68.)

被上告人が主として依拠する①マードック判決を当裁判所は1931年に言い渡した。被上告人はある種の情報を連邦税務官に提供しなかったとして大陪審により起訴されていた。連邦および州での自己負罪のおそれがあるので答弁拒否は正当化されると彼は主張した。これに対し政府は、本件記録が裏付けているのは連邦上の自己負罪ではなく州の自己負罪だけであり第5修正は州での自己負罪の主張を保護していないと主張した。被上告人は後者の主張には答えず、答弁拒否の主張はいずれも州の自己負罪と同様に連邦の自己負罪を根拠としてしていると答えた。この憲法上の主張の裏付けとして政府は、ヘイル判決の傍論において誤って依拠され、そして後に変更された2つのイギリスの判例すなわちシシリ王判決および全く見当違いのThe Queen v. Boysを引用した。以上の検討から明らかのように、政府も被上告人も当裁判所にシシリ王判決はマックリー判決によって変更されたことを告げていなかったのである。

当裁判所は被上告人の答弁拒否は専ら州での訴追を危惧したことに基づいていると判断し、次いで短い一節においてそのような危惧は連邦係官によってなされた質問に対する答弁拒否を正当化しなかったと結論した。

当裁判所はこの結論を裏付ける3つの理由を掲げた。第1の理由は、

“連邦の目的 (purposes) のための捜査は州法にかかわる事柄によって禁止されることはない” ということであった。

この主張は、しかし、決定的な問題を回避している (begs)。州法は相当な連邦の捜査を禁止しているとはだれも指摘していない、すなわち、当裁判所は、連邦政府は最高位条項 (Supremacy Clause) の下で、州の訴追に免責を付与できる、したがって、州法は相当な連邦の捜査を禁止することはできないとすでに判示していた。決定

的な問題は、連邦政府は州の訴追への免責を付与することなしに州法の下で罪を問われうる証言を強制できるかであった。当裁判所の最初の“理由”はこの問題に答えていなかった。

当裁判所によって示された第2の理由は、

“歴史的に第5修正の中に含まれている強制的な自己負罪を禁止するイギリスの証拠規則は他国の法に違反する犯罪の開示に対し証人を保護している。King of the Two Sicilies v. Wilson, Queen v. Boys.” ということだった。

すでに指摘したように、引用判例は変更された、そしてイギリスの証拠規則 (rule) は当裁判所の法廷意見で述べられたのとは逆であった。すなわち、イギリスの規則は“他国の法に違反する犯罪を開示することから証人を保護していた”のである。マックリー判決。

①マードック判決で当裁判所によって述べられた第3の理由は、

“確立した原理は、証人に答弁を強制する政府による訴追に対する十分に完全な免責は強制的な自己負罪を禁止するルールによって提供される保護に相当する” というのである。"Counselman v. Hitchcock, 142 U.S. 547, Brown v. Walker, 161 U.S. 591, 606. Jack v. Kansas, 199 U.S. 372, 381. Hale v. Henkel, 201 U.S. 43, 68."

この主張すなわち問題のルールはすでに当裁判所の過去の判例によって確立しているというのは正確でない。当裁判所によって引用された最初の判例であるカウンセルマン判決は他の主権の下での自己負罪拒否特権に関して何も言っていない。第2の判例であるブラウン判決はそこでかわりのあった連邦免責法は州の訴追禁止を保障していると判示しただけであった。第3の判例であるジャック判決は第14修正のデュー・プロセス条項は“連邦訴追の現実の危険”をもたらさない質問に答えることの強制を州に禁止していないと判示した。最後の判例であるヘイル判決は実際の先例なしに、かつその後の当裁判所の全員一致の判決で疑問とされたルールを支持する傍論を含んでいた。さらに当裁判

所はその後、不明確でない文言で①マードック判決で宣言されたルールは当裁判所の判決によってそれ以前に“確立”していなかったと述べたのである。

それ故、マードック判決において当裁判所によって依拠された理由付けも判例も、第5修正では州法の下で質問に答えることを連邦政府は強制できることを認めているという結論を支持していないのである。(at 70-73.)

当裁判所は1944年の③フェルドマン判決において州の免責付与 (grant) の下で州によって強制された証拠が〔連邦〕政府によって利用され連邦訴追で提出される情況に直面した。これは当裁判所が生じるとは考えていなかった状況であった。それにもかかわらず当裁判所は4対3の判決でこの実務 (practice) を支持した。しかし当裁判所によってもはや受け入れられていない原理の判例 (authority) に従ってそのようにしたのであった。フェルドマン判決の理由付けは本質的に次のようであった、すなわち

“第4修正と第5修正は相互に絡み合いつつ同一の憲法上の目的の局面を補足している。……”

“われわれの憲法の確立された原理のひとつはこれらの修正条項はだけが制限できる行為である〔連邦政府に〕よる公民権 (civil liberties) の侵害だけを保護する。”

“そうであるから、連邦捜査官による不合理な搜索・押収を介して獲得された証拠は連邦の訴追において許容されないけれども……連邦捜査官による関与なしに州の捜査官によってそのように〔不合理に〕獲得されたがそれらを使用するために〔連邦当局に〕引き渡された (turned over) 負罪的証拠は連邦の訴追において使用できる。”

当裁判所は、それ故、当時有効とされていた (extant) 搜索・押収のルールを類推して (by analogy) 州の免責付与によって強制された証拠は連邦政府によって使用されうと結論した。しかし、4対3のこの判決が依拠した法的基礎 (legal foundation) はもはや維持できない。州の警察官によって違法に採取された証拠は今

では連邦裁判所で受理されない。エルキンズ判決 (Elkins v. United States, 364 U.S. 206) において当裁判所はフェルドマン判決執筆者の反対意見にもかかわらず、州の捜査官によって捜査中に獲得された証拠は、連邦警察官によって行われておれば第4修正の下で不合理な搜索押収を受けない被告人の権利 (immunity) を侵害したことになるのであれば、連邦の刑事裁判でのタイムリーな被告人の異議申立てにもかかわらず許容できないと判示した。それ故、フェルドマン判決の基礎にある前提はもはや有効でないでそこで判断された憲法問題は今では未解決 (open one) と考えなければならない。

フェルドマン判決以降に当裁判所によって言い渡された関連判例は2つに分類される。連邦の免責法にかかわる判例——アダムズ判決 (Adams v. Maryland, 347 U.S. 179) がその典型例 (exemplified) ——において当裁判所は、第5修正では法廷侮辱の脅しの下で連邦政府によって獲得された証拠の州による使用を禁止していると示唆した。そして州の免責法にかかわる判例——②クナップ判決がその典型例——において当裁判所は本日退けられたルールを適用して第5修正では州に適用できないと判示した。

アダムズ判決において申立人は犯罪を捜査している合衆国上院委員会の面前で証言した、そして彼の証言は後に州の犯罪で彼を有罪とするために用いられた。当時の連邦制定法は議会の調査で証人によってなされた証言は“いかなる裁判所での彼に対する刑事手続きにおいて用いられない”と規定していた。州 (検察側) は申立人の証言への同法の適用を疑問とし、もしそれが州裁判所に適用されると解釈されるのであれば、その合憲性に疑問があったとした。当裁判所は7人の裁判官が加わった法廷意見で次のような重要な指摘をした、すなわち、“異議申立てにもかかわらず強制された自己負罪的証言の使用から証人を保護するいかなる制定法も必要でない。制定法がなくても第5修正はこのことに留意 (take care) しているというのである。この指摘はマロイ判決での本日の判断に照らして読むと、マードック判決でのそれと反対の指摘がなお有

効であるかに疑問を投げかけている (16)。

n.16 アダムズ判決の2年後に言い渡されたウルマン判決 (Ullman v. United States, 350 U.S. 422) において当裁判所は、連邦免責法の下で連邦政府によって獲得された証拠を根拠として州は人を訴追できるかという憲法問題に言及しなかった。当裁判所は再び、国家の安全にかかわる証言に適用される“制定法は州に適用できると解釈し、絶大な連邦の“国家の安全を保護する権限”は“州の権限の行使に課した制約”を正当化すると判示した。

クナップ判決は州の免責付与の下で答弁すれば連邦において訴追のおそれがあるとの理由で各質問に答えることを証人が拒否したため州の法廷侮辱罪で有罪とされた事件に関係があった。申立人は“第5修正は州の政府であると合衆国の政府であると問わず[連邦法]違反に彼を巻き込むのに役立つ証言を拒否できる特権を彼に与えている”と主張した。当裁判所は、当時存在していたルールを適用して申立人の主張を否定した、すなわち、

“[第5修正が] 州による行動を制限することを考えていないのは、私人の行動を制限することを考えていないのと同じである。第5修正の自己負罪拒否特権の唯一の目的は連邦政府の権限の行使から個人を保護することである……”と宣言したのである。当裁判所は本日このルールを退けるとともに、このルールに依拠するすべての従前の判例を退けたのである。

以上にみたように、われわれの連邦組織の中にある1つの法域は他の法域での犯罪で彼を有罪とするために利用可能な証言を証人に強制できるとするルールにはもはやその法的有効も歴史的正当性もないことは明らかである。(at 73-77.)

Ⅳ. 結論

自己負罪拒否特権の歴史、ポリシーおよび目的に照らしわれわれは今イギリスの裁判所によって、そしてマーシャル首席裁判官およびホウ

ムズ裁判官によって特権に与えられた解釈を受け入れる、われわれは①マードック判決および②フェルドマン判決において当裁判所によってごく最近採用された[第5修正の] 解釈からの逸脱 (deviation) を歴史またはポリシーの裏付けがないので無効として退ける。われわれは、憲法上の自己負罪拒否特権は、州法と同様に連邦法の下でも州の証人が負罪的供述を強制されないことを保障し、連邦法と同様に州法の下で連邦証人は負罪的供述を強制されないことを保障していると判示する。(at 77-78.)

われわれは、この判示が現存の州の免責立法に関しどのような効果をもたらすかを決定しなければならない。カウンスelman判決において当裁判所は、司法手続きによって当事者または証人から獲得された……証拠は“いかなるものであっても合衆国の裁判所において彼に不利に用いられ”ないと規定する連邦証拠法を検討した。この制定法にもかかわらず自己負罪拒否特権を主張する申立人は連邦大陪審の面前での若干の質問に答えることを拒否した。当裁判所は、立法府は憲法上の特権を侵害 (abridge) することはできない、立法府は少なくともその範囲および効果において同一の広がりをもつものでない限り、それに代わりうるものを提供できないと述べた。この原理を同事件の事案に適用して当裁判所は同制定法を根拠にした上告人の答弁拒否を支持したのである。

同判決の判示に“自己負罪拒否特権は連邦の訴追から州の証人を保護し、連邦または州の手続きにおいて(証人の)沈黙が正当とされるかは同一の基準で決定されなければならない”という本日のマロイ判決での判示を適用してわれわれは、証人に対する刑事訴追とのかかわりで連邦官憲によって強制された証言およびその果実を用いることができない場合を除き、州の証人は連邦法の下で負罪的となりうる証言をすることを強制されない、これが憲法上の法則であると判示する。われわれはさらに、この憲法上の法則を補足しかつ犯罪を捜査して訴追する州および連邦の各政府の利益と調和させるために連邦政府はこのように強制された証言およびそ

の果実の利用を一切禁止すると結論する。この排除法則は、効果的な法執行のために必要な情報を州に確保することを認める一方で、証人が州の免責付与なしに特権を主張したのと本質的に同一の立場に証人と連邦政府をおくのである。

以上のことから、本件での申立人は彼らに提示されている質問に答えることを強制されることになる。しかし、彼らが答弁を拒否した当時、当裁判所の③フェルドマン判決における判断を根拠として連邦当局が連邦訴追とのかかわりでその答弁を彼らに不利益に利用するかもしれないという合理的懸念があった。われわれは今フェルドマン判決を変更したので連邦政府は答弁をそのように使用することはできないと判示する。したがって、法廷侮辱罪の判断を無効とし本件をニュージャージー州最高裁に差し戻すこととする。(at 77-79.)

【ハーラン裁判官の同調意見】(クラーク裁判官参加)

私は、憲法に関する③フェルドマン判決の判示は正しいと考えているのでそれを変更したくない。しかし、その後のエルキンズ判決(前出)での当裁判所の判断に照らすとそれはもはや有効な法(good law)と考えることはできない。エルキンズ判決で当裁判所はその監督権を行使して“銀盆(silver platter)”法理を捨て去り州当局によって憲法に反して押収された証拠の使用を連邦の刑事裁判で禁止した。私は、類似の監督権による排除法則を本件のような種類の事案で適用すべきであると考えてるので専らこの理由に基づいて本判決に同意する。(at 80-81.)

【ホワイト裁判官の同調意見】(スチュアート裁判官参加)

マーフィらは、彼らの証言はそれに由来する証拠と同様、彼らに対する刑事訴追において連邦当局によって用いられうると考えて答弁を拒否したのであるから、彼らには質問に答えることによって民事上の法廷侮辱罪での有罪について彼ら自身の疑いを晴らす(purge)機会が与

えられるべきである。(at 92.)

I 秩序ある社会における政府の効果的な機能を確保するために連邦政府と同様に州政府の必要かつ最も重要な権限は、法廷または大陪審等の面前で住民に証言を強制する広汎な権限である。そのような証言はその政府の主要な情報源の1つを構成する。重要な種々の複合的価値を保護する自己負罪拒否特権は、市民に証言を強制する政府の権限への大きな例外である。特権は、民事であれ刑事であれ行政手続きであれ刑事手続きであれ、いかなる手続きにおいても主張できる。……とくに若干の犯罪を暴露する証言の重要性を理由に(連邦)議会は40以上の免責法を制定し、そして各州は、例外なしに、若干の犯罪や立法府の調査に関し1つまたはそれ以上の免責法を有している。そのような制定法はとりわけ政治上の贈収賄、ギャンブル、酒税法違反、そして種々の不正利得活動(racketeering)のような、その立証および処罰が実行不能である多くの犯罪捜査のために1世紀以上前から利用されてきた。当裁判所はさまざまな機会に、そのような制定法は絶対的に必要であると特徴づけてきた。……そして最近になって当裁判所はウルマン判決において、免責法は“わが憲法構造の一部となった”と宣言したのである。(at 94-95.)

II 制定法が有効とされるためにはそれが代替する特権の免責範囲と同一でなければならないことに疑問の余地はないが、それよりも広いことは必要でない。

許容できない強制された証言を連邦官憲が違法に利用することによってそれ以外の証拠は獲得されたということを被告人が立証できないという危険は实际的でない(insubstantial)。特権は、遠く離れた推測の可能性でなく現実の危険を保護する。第1、政府が違法な搜索・押収、違法な盗聴、違法な拘束・強要を介して証拠を入手した場合は常に憲法は絶対的な免責を要求すると主張することはできるかもしれない。強制された自白は、免責と交換になされた証言と同様、手がかり(leads)を明らかにするので、それが排除されるのはそれが特権に違反した強

制による負罪供述であることによる。このような状況下において被告人は、証言その他の証拠は違法収集証拠の果実であることを立証しなければならない。政府が違法または違憲な行為にかかわっていなかった場合、かつ許容できない証言が政府以外によってかつ訴追とかかわりのない目的のために入手された場合にこの命題は一層 (a fortiori) あてはまることになる。第2、このような状況下において実際の立証問題はない。類似の搜索押収や盗聴の事案におけると同様、連邦訴追に関連する事項に関して免責されるのと交換に州の手続きで証言したことを被告人が立証すると、政府はその証拠には争われている証拠に対する独立の合法的源があることを立証することによってその証拠は汚れていないことを立証できることになる。政府はその管理下にある関連情報を有しているので有効な訴追が犠牲にされることはない。第3、被告人による立証負担のより大きな要求ないし困難性は絶対的免責のルールに内在する。証人は積極的抗弁として免責を得ていたこと、そして現在の訴追は免責と交換にした証言事項 (matter) に基づいていると主張し、かつそのことを立証しなければならない。これは証言と訴追との関係が明らかでない場合、あるいは免責が大陪審面前または裁判官私室 (camara) の場合には極めて困難である。

カウンスelman判決は、州の訴追からの絶対的免責が連邦証人に付与されることまで要求していない、そして当裁判所はカウンスelman判決をそのように読むことを拒否している。それ故、それは連邦訴追からの絶対的免責が州証人に付与されることまで要求していないのである。州間鉄道の職員であったカウンスelmanは連邦大陪審の面前で州間通商法の下で刑事犯罪とされる負罪質な運賃割引に従事したかどうかを明らかにすることを拒絶した。当裁判所は特権の及ぶ範囲は犯罪の自白のみならず負罪証の証拠発見の手がかりとなる暴露にも及ぶとはじめて宣言し当該制定法を無効とした。……若干の制定法は有効であることを指摘する傍論で当裁判所は、制定法が有効とされるためには質問に

関連する犯罪への訴追に対する将来の絶対的免責を付与しなければならないと付加した。

憲法は、公判で提出された証拠および訴追に因果関係のあるなしにかかわらず、証言に関連するすべての訴追を禁止することまで要求していない。私見によれば、連邦の刑事捜査において証言と交換に免責を付与したあとで汚れていない証言に基づいた連邦の訴追は可能である。われわれが認めなければならないのは、まさにこのような汚れていない証拠に基づいた訴追の可能性である。

私は、州は連邦法の下で負罪的となる証言を証人に強制できるけれども、連邦政府は連邦の刑事手続きにおいてそのような証言またはその果実を利用できないと考える。免責は自己負罪拒否特権と同様にその範囲は広いものでなければならないが、それよりも有害かつ不必要に (harmfully and wastefully) 広いものであってはならないのである。(at 107.)

【研究】

本判決は、ニュージャージー州での労働者のストライキに関しニューヨーク州港湾委員会によって行われた審問手続きで喚問されたマーフィらが自己負罪を理由に証言を拒否したため免責が認められたにもかかわらず連邦法の下で罪を問われかねないとしてなおも証言を拒絶したため法廷侮辱罪で有罪とされた事案につき、第5修正の自己負罪拒否特権は第14修正を介して州にも適用されることをはじめて認めたマロイ判決¹⁾を引照したうえで連邦の訴追で負罪的供述となる証言を強制しても第5修正の特権に違反しないとしたものである。

ところで、合衆国最高裁は1892年の全員一致のカウンスelman判決²⁾において刑事免責が有効とされるためには関連犯罪を含めた将来にわたる絶対的な免責付与が必要であるとした。これを受けて制定された「1893年免責法」は1896年のブラウン判決³⁾において、また当時の冷戦下に制定された「1954年免責法」は1956年のウルマン判決⁴⁾においていずれも反対意見はあったものの合憲とされた。そして本判決

ではじめて連邦と州とを問わず証人に証言を強制するためには証人への免責付与が必要であると判示されたのである⁵⁾。

合衆国最高裁は1972年のカスティガ判決⁶⁾において1970年組織犯罪規制法の規定するいわゆ

る使用・派生的使用免責の合憲性を肯定する。同判決を含めた刑事免責に関する主要な判例については稿を改めて詳論することとしたい⁷⁾。

1) *Malloy v. Hogan*, 378 U.S. 1 (June, 15, 1964).

2) *Counselman v. Hitchcock*, 142 U.S. 547 (1892). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (40)」名城ロースクール・レビュー第33号(本号)。

3) *Brown v. Walker*, 161 U.S. 591 (1896). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (41)」名城ロースクール・レビュー第33号(本号)。

4) *Ullman v. United States*, 350 U.S. 422 (1956). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (42)」名城ロースクール・レビュー第33号(本号)。

5) なお、本判決の引用するヘイル判決、アダムズ判決等につき、榎本雅記「刑事免責に基づく証言強制制度 (2)」名城法学第55巻第2号35、55-57頁(2005年)参照。

6) *Kastigar v. United States*, 406 U.S. 441 (1972).

7) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 VI —— 刑事免責、実体的デュー・プロセス』(2015年6月刊予定)。

(2014年12月27日稿)